自動販売機導入の流れ

教育委員会事務局		設置事業者
教育施設課 （以下【施設課】） ・登録申請書の受理	← ① 電子メールにて提出	**「横浜市立中学校自動販売機設置事業者登録申請書」**を提出。
【登録事業者選定委員会】 ・登録事業者としての選定 ・登録者名簿への登載	② → 電子メールにて登録を通知	自動販売機登録業者
【施設課】 登録者名簿の中から５社を選定	③ → 電子メールにて指名選定を通知	指名通知書が届いたら
	← （辞退届※）	※辞退の場合には**3日以内に辞退届を施設課に提出**
【中学校】自動販売機選定委員会 ・業者選定 ・業者ごとの台数、設置場所の決定	← ④ 企画提案書提出	・学校あて、企画提案書を提出
↓ 報告		
【施設課】 ・選定業者決定に関する報告書の受理	⑤ → 選定通知	**「学校特別使用許可申請書・協定書（案）」**の作成
【中学校】 ・特別使用許可申請書・協定書の受理	← ⑥ 提出	
↓ 提出		
【施設課】 特別使用許可の決定	⑦ → 特別使用の許可	・**「学校施設使用料」**の納入 ・自動販売機に関する協定の締結
		↓ 使用料納入・協定締結後
		自動販売機の設置 ･メーター初期値の確認
		運用開始

＜設置後の運用＞

【中学校】 電気使用量の確認、報告	← 電気使用量確認の立会	自動販売機使用電力量の確認 中学校での立会(上半期／下半期)
↓ 電気使用量の報告		
【施設課】 ・報告書の受理・電気料金の算定 ・電気料金の請求	→ 通知	電気料金の納入